第３０回農業委員会総会議事録

１．開催日及び場所

（１）開催期日　　令和８年５月２１日（木）

（２）開会時刻　　９時００分

（３）閉会時刻　　１０時５５分

（４）開催場所　　津和野庁舎　増築棟　第１会議室

２．出席状況

（１）出席委員

〇農業委員

１番委員　吉田　茂	２番委員　森元　健一	３番委員　永田　京子
４番委員　三家本雅夫	５番委員　有田　和将	６番委員　岩本　学
７番委員　齋藤　泰彦	８番委員　前田　生敏	９番委員　青木　暢大
１０番委員　田中　聖司	１１番委員　林　靖登	

〇農地利用最適化推進委員

1-1 番委員　村上　嚴雄	1-2 番委員　藤井　隆一	1-3 番委員　石橋　康邦
1-4 番委員　橘　明子	1-5 番委員　御手洗　剛	1-6 番委員　橋本　六雄
1-7 番委員　木村　大輔	1-8 番委員　増成　孔也	1-9 番委員　齋藤　ミサ子
1-10 番委員　山田　喜治		

（２）遅刻委員

（３）欠席委員氏名

（４）その他出席者

（議事に参与した者の職氏名）

農業委員会事務局長	山下　泰三
農業委員会事務局	村上　宏志
しまね農業振興公社	江上　俊二

３．提出議案内容

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の承認について
申請番号 8-27 号、8-47 号、8-50 号、8-61 号

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について
申請番号 8-46 号

議案第３号　非農地証明願の承認について
申請番号 8-62 号

報告第１号　農用地利用集積等促進計画について
報告第２号　農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の届出について
受付番号 8-32 号

４．議事進行及び顛末

事務局長	本日はお足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。只今から第３０回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。それでは会長の挨拶を受けて総会を始めさせていただきます。
会長	改めておはようございます。今週も昨日くらいまではとても暑かったですが、田植えをされている方は大変だったかと思います。水が少なくてまだ代掻きができていない田も残っており、この度の雨で水位が回復してくれればいいのですが、自分たちの所でもそんな感じですから、下流の方ではもっと大変な所があるのではと心配しています。30 度を超える日もあり、苗の方も先がチリチリになったりと苦慮することもあります。皆さんも熱中症には注意して農作業に励んでいただけたらと思います。あと、昨日、農作業に必要な混合を作るのに必要なオイルをメーカーに注文しましたら、オイルが入ってこないので、数量制限での対応になるということでした。今ある在庫が無くなると、次にはいつ入ってくるかわからないそうです。草刈り等でオイルが必要な方は早めに手配しておかないと困ると思います。また、エンジンオイルも同様に入らないそうです。中東情勢が影響しているようですが、農作業に支障の無いことを願うばかりです。以上です。
事務局長	総会成立宣言ですが、本日は、農業委員 11 名中 11 名、全員の委員さんが出席であり過半数を超えています。従いまして、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項の規定により本総会が成立していますことを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。
会長	それでは、議事録署名者を指名します。９番青木委員さん、10 番田中委員さんよろしくお願いします。 議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について
会長	議案第１号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-27 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第１号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番 8-27 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	こちらは私の担当地区になりますので現地確認の報告をします。
会長	5 月 17 日に現地を立会してきました。先月にも報告しましたが、申請地

	は全て周辺を道路と民家に囲まれた農地です。今までどおり野菜や梅の栽培をして管理をするということですので特に問題ないと思います。以上です。
会長	それでは、申請番号 8-27 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-27 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-27 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-47 号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番 8-47 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の村上推進委員さんお願いします。
村上推進委員	現況調査の報告をします。5 月 15 日に本人立会いのもと現地を確認いたしました。本人より 2，3 年前から話は聞いておりまして、自分の土地を埋め立て造成しようと考えておりましたが、石垣では埋め立て造成できないということで、ブロックやコンクリートで擁壁を作る必要があり、別の土地を購入して宅地造成する必要があったということでした。隣接農地の所有者には行政書士から連絡がありまして境界の確認を取っており問題はありません。譲渡人の●●さんは大阪で商売をしておられるのでなかなかこちらに帰ることはございませんので、譲渡についてはすんなりと話がまとまったようです。お父さんが土木関係の仕事をしていたこともあり、個人で造成等もしていこうと考えていましたが、そういったことで、土地を購入し、●●さんと●●さんの共有の住宅と車庫を作りたいということで確認をしてまいりましたので報告いたします。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 8-47 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-47 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-47 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」

	申請番号 8-50 号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番 8-50 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の永田農業委員さんお願いします。
永田委員	それでは報告いたします。今、事務局からも説明がありましたが、現地確認を 5 月 18 日月曜日の午後 1 時から行いました。所有権の移転に関する申請ですが、現地確認の依頼を受けた時に、初めてのケースでもありますし、疑問点があったことや、我が家に隣接する農地のことでもありましたので、公平性の観点からも、隣接地区担当委員の岩本さんと事務局の村上さんにも立会してもらいました。只今説明にありましたが、譲渡人は●●さんです。広島県に在住ですが、お父さんとお母さんが住んでおられまして、畑を作られていた記憶があります。数年前にお二人が亡くなられてからは広島のお子さんがおられますが､18 歳位から県外に出られておりこちらにも帰られないことから宅地と家を空き家バンクに登録しておりました。中々買い手がいないということもありましたが、この度譲受人の●●さん、広島市に在住ですが宅地も含めて全て購入されると話がまとまったそうです。土地の所在地については津和野小学校の体育館側の裏にあります｡学校にすぐ隣接した場所になります｡畑が２筆合わせて 933 ㎡です。譲渡人としては、こちらには中々帰ってこられないし、とにかく手放したい意向で、年に数回帰って除草剤を撒いたり、草刈りをしていましたが、なかなか手が行き届かないこともあり今回の話になりました。譲受人の●●さんともお話をしましたが、今説明にもありましたが、ほかの場所にも農地を所有しておられて、広島県の安芸太田町でも水田と畑を耕作しているとお聞きしました。季節野菜を作るとお聞きしています。耕作方法は農薬や化学肥料は使わないということで、もちろん除草剤も使用しないそうです。何年も耕作をしていないのでどうだろうなというところはありますが、本人さんは非常に意欲的であると感じられました。自然農ですのでお水は主に雨水、雨を利用し足りない時は民家も買われていますのでそこから水道水を引っ張って撒くということをお聞きしました。今は草がきれいに刈ってあります。写真では除草剤を撒いた後で赤くなっていますが、今は●●さんが刈ってきれいにしています。これから少しずつ耕していくと本人さんが言っておられました。農業に対して意欲的でありますし、遊んでいる農地でもあるので､有効に活用してもらえたらとは思います。ただ、懸念する点もありますので皆さんのご審議をお願いします。
会長	ありがとうございました。岩本委員さん何か補足はありますか。
岩本農業委員	十分だと思います。
永田農業委員	住んでおられないということが懸念されるのではありますが。

会長	家も買われたのですよね。
永田農業委員	家も買われていますが、住むには補修が必要だとは思います。
事務局	将来的には体験型の民泊も考えているといわれていましたので、改修されるのかもしれません。
永田委員	自然農は農作物がそんなにできるものでしょうか。
齋藤推進委員	なかなか売り物にするのは難しいんじゃないかと思います。毎日手で虫を取る作業を熱心にやらないと売り物にするのは大変でしょう。
前田農業委員	大丈夫、自分はそれで生活していますので。
永田農業委員	販売についてはお聞きしたら、知り合いの方に配ったりしており市場等への出荷はしていないそうです。
会長	その他、質問ありませんか。
三家本農業委員	毎年行われる利用状況調査できちんと耕作されているかを条件にしてはどうでしょうか。
事務局	貸借であれば解除条件付きの許可もありますが、今回は売買ですので条件を付けるのは難しいと思います。ただし、利用状況調査においては許可申請の状況も確認することになりますので、しっかりと調査する必要はあるかと思います。
三家本農業委員	耕運機 2 台とありますが、どの程度のものでしょうか。馬力の大きいものなのか小さいものなのか、管理機程度のものなのか。
永田農業委員	1 台は●●さんが所有されていた物になると思います。家庭菜園用レベルのもので、見たことがあります。
三家本農業委員	結構広いので、小さい物で大丈夫かなとは思います。
会長	進入路はありますか。
事務局	進入路は里道があるのと、農地と道路の間に●●さんが取得した宅地がありますので、宅地を通って機械が進入するのは可能です。
会長	その他質問ありますか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-50 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-50 号は原案通り承認されました。 農地パトロールでの確認はもちろんですが、永田委員さんの近隣ですので、耕作状況について確認してもらい、必要に応じて指導もしていただけたらと思います。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-61 号について事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、申請番 8-61 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の岩本農業委員さんお願いします。
岩本農業委員	それでは報告いたします。15 日に●●司法書士事務所の●●さんと現地を確認しました。1-40 ページの写真を見てください。左手にあるのが●●さんの実家で、現在、お母さんと奥さんが住んでいます。奥さんもこの 4 月に共存病院を退職されて家にいますし、●●さんも週に 1 回は家に帰っていますので農作業については問題ないと思います。106-2 は家のすぐ隣ですし、きれいに管理されています。もう一つの 694-2 は少し離れた場所にありますが、写真を見てもらえばわかりますが周辺は灌木で山林化しています。この 604-2 だけはきれいに管理されています。狭い土地ですが耕作できる状況です。●●君も農業に携わっていますので特に問題はないかと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 8-61 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-61 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-61 号は原案通り承認されました。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」
会長	続いて、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-46 号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-46 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の村上推進委員さんお願いします。
村上推進委員	前段の所で説明しましたように間違いございませんが、事務局から説明がありましたように、県からの許可が下りてから転用するということです。何ら問題はないかと思います。以上です。
会長	それでは、申請番号 8-46 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-46 号について承認される方は

	挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-46 号は原案通り承認されました。 議案第 3 号「非農地証明願の承認について」
会長	続いて、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 8-62 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 8-62 号の説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の岩本農業委員さんお願いします。
岩本農業委員	15 日に●●司法書士事務所の●●さんと現地を確認しました。写真にあるように完全に山林化しております。手前の方に先ほどの申請にあった土地があります。こちらについては畑としての用途性は失われていると思います。非農地として問題ないと判断しました。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 8-62 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-62 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 7-610 号は原案通り承認されました。 それでは報告事項に移ります。報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画の公告について」事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画の公告について」説明いたします。 ・・・報告内容説明・・・
会長	それでは、質疑のある方はお願いします。
委員	無し
会長	報告第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る届出について」事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る届出について」説明いたします。

	・・・報告内容説明・・・
会長	それでは、質疑のある方はお願いします。
委員	無し
会長	本日提案された議案は以上でございます。